

ACUITY **LAW**

**CORPORATE
LAW NEWSLETTER**

JUNE 2022
acuitylaw.co.in

Acuity Law について

Acuity Law は、2011年11月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経
験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融
機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」
「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Gautam Narayan、Deni Shah、Renjith
Nair が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law に
ついて更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.

INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2022年6月の会社法、証券法、情報技術法、その他法律に関する主要なアップデートについて取り上げています。主な内容は、以下の通りです。

1. 会社法 (Company laws)

1.1 Amendment to the Companies (Appointment and Qualification of Directors) Rules, 2014.

2. 証券法 (Securities laws)

2.1 Securities and Exchange Board of India (**SEBI**) circular on compliance requirements for Alternative Investment Funds (**AIFs**).

3. 情報技術法 (Information technology laws)

3.1 Ministry of Electronics and Information Technology (**MEITY**) and Indian Computer Emergency Response Team (**CERT-In**) partially extend compliance requirement deadlines for CERT-In directions dated 28 April 2022 relating to information security practices (**CERT-In Directions**)

3.2 Proposed draft amendments to the Information Technology (Intermediary Guidelines and Digital Media Ethics Code) Rules, 2021.

4. その他法律 (Other laws)

4.1 Insurance Regulatory and Development Authority of India (**IRDAI**) circulars to permit health, general and life insurers to launch products without prior approval

4.2 Notification of the Central Consumer Protection Authority (**CCPA**) Guidelines for Prevention of Misleading Advertisements and Endorsements for Misleading Advertisements, 2022.

1. 会社法 (COMPANY LAWS)

2022年6月の会社法関連の主なアップデートは、次の通りです。

1.1 Amendment to the Companies (Appointment and Qualification of Directors) Rules, 2014

- 1.1.1 2022年6月1日、インド企業省（MCA）は、2022年会社（取締役の選任および資格）改正規則（Appointment and Qualification of Directors Amendment Rules）を通知しました。
- 1.1.2 改正規則に従い、2014年会社（取締役の選任及び資格）規則第8条に新たな但書が挿入され、すべての者が会社の取締役として活動することに書面での同意が要求されるようになりました。取締役に選任される者がインドと国境を接する国の国民である場合、フォーム DIR-2 にて会社に提出する同意書に、インド内務省からのセキュリティクリアランスを添付する必要があります。
- 1.1.3 2014年会社（取締役の選任及び資格）規則の第10条に、取締役識別番号（DIN）の取得申請者がインドと国境を接する国の国民である場合、申請書にセキュリティクリアランス（上記1.1.2.に規定）を添付しなければならないという但書が新たに挿入されました。
- 1.1.4 フォーム DIR-2 および DIR-3 に関しても、上記1.1.2 および 1.1.3.の要求事項を含める形で改正されました。
- 1.1.5 Please click [here](#) to read the Appointment and Qualification of Directors Amendment Rules.

2. 証券法（SECURITIES LAW）

2022年6月の証券法関連の主なアップデートは、次の通りです。

2.1 SEBI circular on compliance requirements for AIFs

- 2.1.1 SEBI は、2022年6月24日付の通知（SEBI Circular）にて、2012年 SEBI（Alternative Investment Funds）規則（AIF 規則）に基づき、AIF 運用者のコンプライアンス・オフィサー任命に関する一定の要件と、認定投資家向けラージ・バリュー・ファンド（LVF）の追加ガイドラインを規定しました。
- 2.1.2 SEBI Circular は、すべての AIF に対して、投資マネージャーによる従業員または取締役のコンプライアンス・オフィサーへの任命を義務付けています。コンプライアンス・オフィサーは、AIF の運用会社の最高経営責任者（CEO）（または同様の役割もしくは同等の地位を有する者）以外の者であればよく、AIF が 1992 年インド証券取引所法、AIF 規則およびその他の適用される通知規定を遵守しているかどうかの監視が主な役割です。
- 2.1.3 SEBI Circular は、以下の点について LVF の一定のガイドラインを定めています。
- (i) **SEBI への LVF スキームの提出**：現在、LVF に対しては、スキーム開始前の SEBI への Placement Memorandum の提出は免除されており、LVF は SEBI への宣言のみでスキームを開始することが可能です。SEBI Circular において、SEBI への通知時、募集要領に含まれる情報に関してデュー・デリジェンスを実施したことを明記し、AIF のマネージャー、

CEO、およびコンプライアンス・オフィサーが正式に押印および署名を付した誓約書を提出しなければならないと規定されました。既存の LVF スキームについては、2022 年 7 月 31 日までに当該誓約書を SEBI に提出する必要があります。

- (ii) **2 年を超える期間の延長** : LVF は、2 年を超える延長について投資家の同意を得る必要はなく、LVF と投資家の間で締結された拋出契約、他のファンド文書、および SEBI の定める条件により認められた方法で延長を行うことができます。SEBI Circular では、(a) LVF の募集要項、出資契約、その他のファンド文書に、2 年超の延長のために満たすべき条件を記載し、投資家に周知すること、(b) LVF は、延長について、スキームの期間満了の少なくとも 1 ヶ月前に、受託者、取締役会、指定パートナーから承認を得なければならず、LVF のファンド文書に定められた条件が満たされない場合、LVF は AIF 規則およびそれに基づく通達に従って清算しなければならない、といったガイドラインが規定されています。

2.1.4 Please click [here](#) to read the SEBI Circular.

3. 情報技術法 (INFORMATION TECHNOLOGY LAW)

2022 年 6 月の情報技術法関連の主なアップデートは、次の通りです。

3.1 MEITY and CERT-In partially extend compliance requirement deadlines for CERT-In Directions

3.1.1 MEITY と CERT-In は、2022 年 6 月 27 日付の通知にて、CERT-In Directions の遵守期限を延長しました。(a)中小零細企業省が通知した基準に該当する中小零細企業 (**MSMEs**) が実施すべきすべてのコンプライアンス要件、(b)データセンター、仮想専用サーバープロバイダー、クラウドサービスプロバイダー、仮想専用ネットワークサービスプロバイダーによる「サービスを利用する加入者/顧客の有効な名前」と「有効な住所と連絡先」の登録及び維持、に関する要件の遵守期限が、2022 年 9 月 25 日まで延長されています。

3.1.2 Please click [here](#) to read the notification. Additionally, please click [here](#) to read our earlier coverage of this update (please see paragraph 5.1 appearing at page no. 5).

3.2 Proposed draft amendments to the Information Technology (Intermediary Guidelines and Digital Media Ethics Code) Rules, 2021

3.2.1 MEITY は、2021 年情報技術 (仲介業者ガイドライン及びデジタルメディア倫理コード) 規則 (仲介業者規則) の改正案 (**仲介業者改正案**) を 2022 年 6 月 6 日付のプレスノートにて発表しました。仲介業者改正案の主な変更点は次のとおりです。

- (i) 仲介業者改正案は、仲介業者のデュー・デリジェンスの基準を強化することを提案しています。仲介業者は、利用者にサービスの利用規約を通知するだけでなく、利用者がそれを遵守していることを確認すべきである、と規定しています。
- (ii) 仲介業者規則のもとでは、苦情処理担当者は、苦情を受け取ってから 24 時間以内にユーザーの苦情を確認し、15 日以内に処理することが義務付けられています。仲介業者改正案では、特定の種類の苦情、すなわち情報の削除に関わる苦情については、苦情受領後 72 時間以内に処理しなければならないとするタイムラインの短縮が提案されています。
- (iii) 仲介業者に対する追加的な義務を、仲介業者規則第 3 条 (1) に挿入することが提案されています。これにより、仲介業者は、デュー・デリジェンス、プライバシー、利用者による透明性を損なうことなく、利用者がサービスに容易にアクセスでき、インド憲法の下、利用可能な権利が尊重されるサービスの提供が要求されます。
- (iv) 苦情処理担当者による対応に対する不服申し立てを行う代替的措置として、苦情申し立て委員会の設置が提案されています。被害を受けた者は、仲介業者の苦情処理担当者が対応を行った日から 30 日以内に、苦情処理委員会に訴えることができます。また、苦情処理担当者の対応への不服については、引き続き裁判所に直接訴えることも可能であることも明確にされています。

3.2.2 Please click [here](#) to read the Draft Intermediary Amendment.

4. その他法律 (OTHER LAWS)

2022 年 6 月のその他法律関連の主なアップデートは、次の通りです。

4.1. IRDAI circulars to permit health, general and life insurers to launch products without prior approval

4.1.1. IRDAI は、2022 年 6 月 1 日および 2022 年 6 月 10 日付の通達にて、IRDAI の事前承認なしに商品を導入できる「使用・申告」手続き範囲を、全ての医療保険商品、殆ど全ての火災・自動車・海上・エンジニアリングの損害保険商品、および殆ど全ての生命保険商品に拡大しました。

4.1.2. 医療保険事業に関しては、使用・提出手続きは、一般保険会社や医療保険会社が導入するすべてのカテゴリーの商品、および既存商品の付加物や特約に拡大されており、通達では商品の発行に際して遵守すべき規範として、(a)商品が保険会社の取締役会が承認した方針に従って提供されなければならない。(b)商品は実行可能で、自立的で、対象市場にとって手頃な価格でなければならない、(c)保険者は、商品名案を提出し、商品固有の識別番号を、商品導入後 7 日以内に取得しなければならない、等があります。

- 4.1.3. IRDAI は、一般保険会社が火災、海上、モーター、エンジニアリングの各保険種目のすべての商品を、小売および商業カテゴリーの両方について「使用・申告」手続きにて導入することを許可しました。しかし、当該通達による「使用・申告」手続きの拡大は、初期保険金額が 50,000,000 ルピー以下の雑種事業の小売商品には適用されません。
- 4.1.4. IRDAI は、2022 年 6 月 10 日付の通達にて、「使用・申告」手続きを殆ど全ての生命保険商品（個人貯蓄、個人年金、年金に関する商品を除く）にも拡大しました。「使用・申告」手続きに基づいて申告できる生命保険商品に適用される主な条件には、(a)新商品には取締役会承認の商品管理および価格設定方針が必要であること、(b)商品のレビューと承認を行う商品管理委員会を設置すること、(c)保険会社の最高経営責任者は、リスクを軽減するための確固たるデュー・ディリジェンス・プロセスの存在を確保する責任を負うこと、等があります。
- 4.1.5. Please click [here](#), [here](#), and [here](#) to read the circulars dated 01 June 2022, 01 June 2022 and 10 June 2022 respectively. Additionally, please click [here](#) to read our article on the revamped IRDAI norms.

4.2. Notification of the CCPA Guidelines for Prevention of Misleading Advertisements and Endorsements for Misleading Advertisements, 2022

- 4.2.1. CCPA は、2022 年 6 月 9 日付で、「誤解を招く広告及び推奨の防止に関するガイドライン 2022」（**CCPA Guidelines**）を通達しました。CCPA Guidelines は、誤解を招くような広告を抑制し、虚偽や誤解を招くような広告や推奨から消費者の権利を保護することを目的に発出されています。
- 4.2.2. CCPA Guidelines は、形態、形式、媒体を問わず、すべての広告に適用されます。また、商品、製品、サービスの広告のためにサービスを利用する広告代理店や広告主にも適用されます。CCPA Guidelines にて導入された主な内容は次のとおりです。

- (i) **誤解を招かず、有効な広告の条件** : CCPA Guidelines では、広告が誤解を招かず、有効であるための条件を定めています。具体的には、(a) 広告は、真実かつ正直な表現が含まれている必要がある、(b) 広告は、正確性を誇張することによって、消費者を誤解させてはならない、(c) 広告が特徴的な機能として、任意の法律で消費者に付与された権利を提示してはならない、(d) 広告が適用される法律に準拠している、等があります。
- (ii) **誇大広告の定義** : 誇大広告とは、消費者を誘引するために、商品・サービスを低価格で提供する広告を指します。CCPA Guidelines では、広告が消費者を誘引し、提供された価格での販売の合理的な見込みがなく、または広告によって生じた需要を満たすために商品の在庫が不十分である場合に、商品やサービスを購入させてはならないと規定されています。

- (iii) **代理広告の禁止** : CCPA Guidelines では、代理広告とは、法律で禁止されている商品・サービスの広告を、法律で認められている同一事業者の他の商品・サービスの広告で行うことを指します。また、広告が禁止されている商品に関連するブランド、ロゴ、色彩、レイアウト、表示等を使用した広告の作成も禁止されています。ただし、広告が禁止されている商品・サービスのブランド名を使用しただけの真正な広告については、代理広告とはみなされないというカーブアウトが設けられています。
- (iv) **児童向け広告** : CCPA Guidelines では、児童を対象とする広告について、(a) 児童の危険な行為を助長するもの、(b) 児童の未熟さや不信感を利用するもの、(c) 児童が商品・製品・サービスに対して非現実的な期待を抱くよう仕向けるもの、(d) 児童の健康や精神衛生に有害な行為を容認するもの、等の多くの制限を課しています。また、児童向けの番組やチャンネルでのジャンクフードの広告禁止についても定められています。

4.2.3. CCPA Guidelines は、フリー・クレーム広告に関する制限、広告主・事業者・賛同者のデュー・デリジェンスの要件と義務、免責事項の義務付け、重要なコネクションの開示等についても列挙しています。

4.2.4. Please click [here](#) to read the CCPA Guidelines.

Authors: Souvik Ganguly, Akhil Ramesh, Yogesh Chhajjer, Aman Bagaria and Tanuj Modi

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon

Off Ganatra Kadam Marg

Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in